

研究・研修グループに関する規程

第1条 この規程は、日本看護図書館協会会則第4条第1項第3号の趣旨に基づき、研究・研修グループ（以下、研究グループとする）を置く事を定め、その活動に関し必要な事項を定める。

第2条 研究グループは、以下の要件を備えなければならない。

- ① グループは、会員で構成されていること
- ② グループ構成員はそれぞれ異なる機関に属する者5名以上を含んでいること
- ③ グループの研究テーマを明確にできること
- ④ 当該年度の活動計画が示せること
- ⑤ 会費徴収額を明確にできること

第3条 研究グループは、会の代表者を1名以上、置かなければならない。

第4条 研究グループの活動期間は1年とし、更新することができる。

第5条 研究グループを発足または更新しようとするものは、所定の書類（様式1）により、事業局担当理事に対し、前年度11月末までに申請するものとする。

- 2 事業局担当理事は申請内容を検討し、理事会に諮るものとする。
- 3 理事会は、申請内容を審議し、その結果を研究グループ代表者に通知するものとする。
- 4 理事会は、前項において承認した研究グループについて、会員に周知するものとする。

第6条 研究グループ代表者は、広く会員に参加を呼びかけるものとする。

- 2 研究グループ代表者は、活動期間中にグループ構成員に異動があった場合は、書面をもって事業局担当理事に報告するものとする。

第7条 研究グループは、研究グループにかかる予算の範囲内において、申請に基づき3万円を上限とする運営補助金を受けることができる。

- 2 運営補助金の申請は所定の書類（様式2）により、事業局担当理事に対し、前年度11月末までに申し出るものとする。

第8条 研究グループ代表者は、当該研究グループを主宰し、毎年1回事業局担当理事に、研究グループの活動状況および運営補助金の会計報告をしなければならない。

第9条 研究グループは、その研究の成果を会員に対し発表しなければならない。

第10条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成 19 年 10 月 23 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。